

表示していますか？ 加工食品の「栄養成分表示」は義務！

食品表示法に基づき、原則としてすべての包装された一般消費者向け加工食品に「栄養成分表示」が義務付けられています（経過措置期間は2020年3月31日で終了しました）。
公社では農産加工品の生産販売支援の一環として「栄養成分含有量」を計算します。
表示の数値の設定方法のうち「計算値」に当るもので分析するものではありません。

義務表示基本5項目の栄養成分等

①熱量(エネルギー) ②たんぱく質 ③脂質 ④炭水化物 ⑤食塩相当量

義務表示の基本5項目以外に、ご希望に応じて項目を追加できます（5項目まで基本料金内）

基本料金 1品 1,500円（税別）

基本5項目+ご希望の5項目以上の項目の追加については1項目につき100円（税別）で承ります。

ご利用の流れ

お申込み

まずは公社にお電話かメールをください。折返し依頼書等をお送りしますので、材料の重量データ等必要事項をご記入の上、郵送及びメールかFAXでお申込みください。

計算

お申込み内容の確認を行います。
※内容によりお受けできない場合があります。
日本食品標準成分表等に基づき、栄養士が計算します。

納品

確認終了後、原則7営業日以内に計算し、報告書等をお送りします。
納品方法は郵送及びメールよりお選びいただくことができます。

お支払い

納品時に請求書をお送りします。請求書に基づきお支払いください。
基本的には納品後2週間以内に入金をお願いします。

計算できる項目

『日本食品標準成分表2015年版（七訂）』、『同 炭水化物成分表編』、『同 アミノ酸成分表編』、『同 脂肪酸成分表編』に掲載された栄養素項目

お受けできない加工品

- ・味噌 ・塩蔵野菜 ・漬物
 - ・原料に日本食品標準成分表に載っていないものを含む加工品
 - ・栄養成分が不明なものを含む加工品
- 例) 各メーカー様の商品で、商品の栄養成分が公表されていないもの

納品形式

郵送もしくはメール（PDF形式）での納品となります。

お申込み・お問い合わせ先

一般財団法人 瀬戸内市振興公社

TEL 0869-22-1344

FAX 0869-22-1861

E-mail sesinkou@swan.ocn.ne.jp